

## 人 事 院 事 務 総 長

「国と民間企業との間の人事交流の運用について」の一部改正について（通知）

「国と民間企業との間の人事交流の運用について（平成26年5月29日人企一660）」の一部を下記のとおり改正したので、平成30年10月25日以降は、これによってください。

## 記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>規則第4条関係</p> <p>この条の第12号に掲げる「一般社団法人及び一般財団法人」には、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第1号に定める公益社団法人及び同条第2号に定める公益財団法人が含まれる。</p>	<p>規則第4条関係</p> <p>この条の第11号に掲げる「一般社団法人及び一般財団法人」には、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第1号に定める公益社団法人及び同条第2号に定める公益財団法人が含まれる。</p>

以 上